

生徒心得

1 生活態度

(1) 服装・頭髪

服装・頭髪は清潔・質素を第一とし、岡谷南高校生としての品位と自覚を保つよう心がけること。茶髪(色を変えたり脱色したものも含む)・パーマ等頭髪の加工・ピアス等の装飾品は禁止する。また、化粧(カラーコンタクトも含む)についても原則禁止とする。

学習活動その他を行う学校という場にふさわしい服装・態度に努め、決して主観的な自己判断で華美になることの無いようにすること。

(2) 所持品 紛失した時、他人の迷惑にもなるので、次の点に留意すること。

(イ) 学校での学習活動・課外活動に必要な物は持参しないこと。

(ロ) 衣服はもちろん、上履・下履にいたるまで、一切の所持品には工夫して記名すること。

(ハ) 現金や貴重品の保管については特に注意し、体育時や行事、クラブ活動等の場合は、鍵のかかるロッカーの中や身に着け携帯するなど自己管理に努めること。

(ニ) 携帯電話は授業中及び清掃中は電源を切るか、またはマナーモードにし、ロッカーまたはカバンの中にしまっておくこと。歩きながらの使用(歩きスマホ)は絶対にしないこと。審査中手にした場合は原則としていかなる理由があっても不正行為とみなし、該当教科のみならず審査期間中のすべての教科を0点扱いとする。

(2) 交友・外出

(イ) 交友は高校生として、礼儀正しく、明朗・健全であるよう心がける。特に男女交際は公明正大で明朗であるようにつとめること。

いかなる事があっても暴力行為及びそれに類する行為は絶対にしないこと。

(ロ) 夜間外出は避ける。外出する場合は、行き先・目的・帰宅時間を必ず家人に告げること。夜間の一人歩きはしないこと。

2 校内生活

- (1) 登校 予鈴時には教室に入っていること。登下校は生徒昇降口を利用すること。
- (2) 下校 下校時刻は午後5時とする。やむをえず居残る場合は次による。
 - (イ) 本校舎使用の残留は職員の付添いを要し、大小体育館、格技室、部室および校庭使用の残留は職員の指導に従うこと。
 - (ロ) 残留が終了したら使用場所の火気始末、戸締まり、消灯等を確認して最終出口から下校する。
- (3) 在校時間中は許可なくして外出してはならない。また授業を遅刻・早退しようとする者は、教科担任およびHR担任に必ず届けて許可を得ること。
- (4) 欠席する場合は必ず事前(指示のあった時間内)に学校へ連絡すること。
- (5) 昼食は定められた時間に所定の場所でとること。
- (6) 文書の掲示、刊行、金品の徴・募集、物品の販売を行う場合は、学校の許可をうけること。

3 学習と考査

高校生活の第一義は高度の学問をすることである。他の面は他の機会にもできる。そのためたえず余暇を利用して勉学しなければならない。家庭においては必ず教科の予習復習をし、また広範囲にわたりできるだけ読書をして、その知識を教科と関連づけるようにする。

- (1) 学習は意欲的計画的に取り組み、粘り強く努力しなくてはならない。課せられた宿題やレポートなどは、必ず期日までに完成し責任を果たすこと。
- (2) 自習時間は有効活用し、他の妨げにならないようにする。
- (3) 考査は厳正に取り組むこと。不正行為のあった場合はその科目のみならず、他の科目もすべて零点とする。(考査時の携帯電話等の使用や手にした場合は考査内容等の関連の有無を問わずいかなる理由があっても原則として不正行為とみなす。)

- (4) 考査は学校長が認めた特別な場合を除きすべて受けなければならない。やむをえず欠席をする場合は必ず朝8:25までに学校へ連絡し、後日早急に担任と教科担任の所へ行き、指示を受けること(追試験等)。無断で休んだ場合は、追試験を受けることができないこともある。

4 校外生活

- (1) 校外においても、本校の生徒であるという自覚のもとに、責任ある行動をとらねばならない。
- (2) アルバイトについて
- 日常のアルバイトは原則禁止する。
 - 生活困窮などの特別な事情があり、保護者からアルバイト許可の希望が文書で出された場合は、学年会、生徒指導係会で審議し、特別な事情が認められた場合に限り、職員会の承認を経て許可することがある。その場合も土日祭日及び長期休業のみとし、学習、部活動などの学校生活に支障のない範囲で行うものとする。許可期間は年度更新とする。
 - 長期休業中のアルバイトは、学習、部活動などの学校生活に支障のない範囲で、休業の1/3程度の期間を目途として認める。長期休業中のアルバイトを行う場合は、保護者及びHR担任、部顧問などとよく相談し、同意を得た上で、アルバイト届をHR担任に提出し、係の承認を得る。但し、年末年始休業のアルバイト期間については、職種により休業の1/3程度を超えることを認める場合もある。
 - 3学年自宅研修期間は、進路決定者に限り、届け出によりアルバイトを認める。
 - いずれの場合も危険を伴う仕事、飲酒を伴う接客業、宿泊を伴うもの、深夜にわたるものなどは禁止する。また、学校生活に支障を来していると判断される場合は許可を取り消す。
 - アルバイトが許可された場合は、許可証を受け取り、アルバイト中は携帯する。

5 交通安全

ちょっとした不注意が重大な結果を招き、自らも被害を受けるばかりでなく、他人にも大きな被害を与えることを自覚して、確実に交通法規を守り交通安全に心がけること。

(1) 歩行者 対面交通励行・並列進行や斜め横断禁止はもちろん、他の通行人や交通の妨げとならないように、また交通事故の被害者とならないように常に気を配ること。

(2) 自転車利用者

(イ) 自転車を通学に利用しようとする者は、必ず届け出てステッカーを後部泥除けに貼り、自転車保険に加入すること。

(ロ) 運転に当たっては道路の左側を一列で進行し、並進や二人乗り、夜間の無灯火運転、雨天の傘を差しての運転などの不安全な乗り方は絶対に行わないこと。また、ヘルメットは極力着用するように努めるものとする。

(ハ) 自転車は常に点検整備し、特にブレーキライト・リフレクター・ハンドルのゆがみ・ベル・かぎなどの破損は修理しておくこと。

(ニ) 学校では必ず所定の場所に整頓し、施錠しておくこと。

駅前に置く時は、その自転車置き場借用の手続きをとり、その規定に従って置くこと。放置してはいけない。

(3) バイク・自動車等の免許取得は原則として禁止する。

但し、自動車の運転免許取得は3学年の自宅研修期間中に限り、就職内定者及び特別な事情のある者のみに許可される。また、就職内定者で就職先からの要請等必要があればバイクに関しても事情により許可する場合もある。免許取得を希望する者は担任に相談の上、許可される場合は必ず所定の手続きをとること。

(4) 事故に遭った場合、また事故を目撃した場合は、どんな些細な事故でも、速やかに学校へ通報すること。

6 環境整備

- (1) 校舎・校具などの公共物は大切に扱い、清潔・整頓に留意する。もし過ってガラス等器物を破損汚損した時は、速やかに処理し、HR担任または顧問に届け出て後の処置の指示を受ける。経費は当事者負担が原則。
- (2) 上・下履きは、はっきり区別して使用すること。
- (3) 掃除当番は、放課後責任を持って受け持ち区域の清掃を行う。部室周辺の清掃は各クラブで責任を持つ。
- (4) 防火器具・避難器具・火災報知器には、必要な時以外は絶対に手を触れないこと。
- (5) 火気使用や、部室・合宿所使用等については、それぞれの規定や注意をよく守ること。

7 休業中の登校

- (1) 休業中校舎内を使用する場合、事前に顧問または係職員の許可を受け届け出る。本校舎は職員の付添いのもとに使用し、大・小体育館、格技室、部室、校庭は職員の指導に従って使用する。
- (2) 学校施設を使用した後は、戸締まり、清掃等責任を持って行う。

8 合宿の注意

- (1) 必ず担任・顧問付添いの上で行うこと。
- (2) 目的趣旨を明確にすること。
- (3) 団結協和しチームワークに絶えず留意すること。
- (4) 最少の日程で最大の効果をあげるようにつとめる。
- (5) 日課表を作成し、規律ある合理的な生活をするように心がける。
- (6) 施設器具器材の保全に留意すること。
- (7) 家庭、学校、宿舎等への連絡手続きを誤りなくすること。
- (8) 合宿所で行う場合はその使用規定を厳守すること。

9 対外運動競技について

- (1) 対外競技は教科としての体育, クラブ活動, 校内競技などとの関連を充分考慮し, 学校教育の一環として行わなければならない。
- (2) 高等学校の対外競技は, 県内で行うことを主とし, 地方大会, 全国大会への参加は高体連, 高野連の主催及び共催を原則とする。ただし, 国民スポーツ大会への参加は例外として取り扱うものとする。

10 自動販売機使用規定

- (1) 授業中には使用しないこと。
- (2) 空き缶・ペットボトル・紙パックは必ず自分のクラスや指定の場所にある空き缶・ペットボトル・紙パック入れに捨てる。
- (3) 空き缶・ペットボトル・紙パックのポイ捨ては絶対にやらない。

以上のことが守れなかった場合には使用を停止する。